

# デジタル変革推進事業支援業務公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、デジタル変革推進事業支援業務を実施するにあたり、事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により、公正かつ公平な方法で最良な受注候補者を選定するための方針及び手続について、必要な事項を定めたものである。

## 2 業務概要

- (1) 業 務 名 デジタル変革推進事業支援業務
- (2) 業 務 内 容 別紙1「デジタル変革推進事業支援業務仕様書」による
- (3) 履 行 期 間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託上限額 ￥10,500,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）  
※上記の金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、上限額を超える提案については、無効とする。

## 3 実施の公表

村長は、本プロポーザルを実施するため、必要と認める事項を本村ホームページへ広告するとともに、必要に応じて他の方法により一般に周知するものとする。

## 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者は、本提案募集の内容を十分に遂行できるものであり、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

- (1) 日本国内に営業所または、事業所を有しており、その管轄において当該業務の管理者を配置できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告日から本プロポーザルの選定結果が発表される期間において、山添村、各省庁及び地方公共団体から指名停止、又は入札参加の取消しの措置を受けていない者であること。
- (4) 過去5年間に、自治体等において本調達と同種類の契約又は同等と認める契約を締結し、これらを誠実に履行した者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状況が著しく不健全であると認め

られる者でないこと。

- (6) 租税を滞納していない者であること。
- (7) 山添村暴力団排除条例（平成23年条例第17号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等でないこと。
- (8) 本業務に従事する実務者は、直接かつ公告日以前の3ヶ月以上の期間雇用関係にある者を専任として配置できる者であること。

## 5 提出書類

- ・本プロポーザルへの参加申込者は、次の書類を電子メールにて提出すること。
- ・様式を定めている提出書類は、山添村ホームページに掲載しているデータを使用して作成すること。
- ・提案書の作成については、別紙2「企画提案書作成要領」に基づき行うこと。

### ①参加表明書（様式1）

※連絡先となるメールアドレスを必ず記載すること

### ②企画提案書（様式は任意）

### ③事業者の概要（設立年月日、所在地、事業内容、ISO 認証取得写し等）（様式は任意）

### ④参加資格に関する申立書（様式2）

### ⑤契約履行実績証明書（様式3）

※過去5年間に別紙1「仕様書」に記載する業務と同等程度と認める業務の主な実績について記載すること。

### ⑥見積書

※経費の内訳書（様式は任意）を必ず添付すること。

### ⑦配置予定担当者等経歴書（様式は任意）

### ⑧納税証明書（国・県・市町村税）

※証明書類については写しで可能 ※直近3ヶ月以内のもの

## 6 提出書類の提出期限等

- (1) 提出期限：令和8年4月9日（木）午後5時まで
- (2) 提出先：sousei@vill.yamazoe.nara.jp
- (3) 提出方法：電子メール

※電子メールで提出後、電話にて送信の連絡をすること。

## 7 質問書の提出及び回答

### (1) 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問については、「11 優先交渉権者を選定するまでのスケジュール」に示す期限までに質問書（様式4）により電子メールにて受け付け

る（※電話・FAXでは受け付けない）。回答は、全参加表明業者に対し、電子メールで回答する（※回答を返信する際のメールアドレスを質問書に必ず記載すること）。

(2) その他

- ①提出期間後の質問及び質問書の様式によらない質問は受け付けない。
- ②審査事項に該当する質問や他の事業者若しくはその提案内容に関する質問等、審査に支障をきたす恐れのある質問については一切応じない。
- ③質問書に対する回答は、本要領及び仕様書等の追加又は修正とみなす。

## 8 審査、評価及び選定

(1) 審査方法

- ①参加申込者の「10 失格事項等」に該当の有無について、本村に設置する審査委員会（以下、「審査会」という。）において提出書類等の確認を行い、該当しない場合は、その者を書類審査へ進む提案者とする。なお、「失格条件等」に該当した者に対しては、その旨を電子メールにて速やかに通知するものとする。
- ②提案者の評価及び提案書等の審査については、審査会が提案者からの提案説明（プレゼンテーション）を実施した上で、別紙「優先交渉権者評価基準」に基づき行い、評価点の集計をする。そのうち、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者として選定する。
- ③選定結果は、決定後速やかにすべての提案者に通知する。

(2) 優先交渉権者

参加申込者が1者の場合であっても審査会を開催し、評価基準を満たしていれば、優先交渉権者として決定する。

## 9 プレゼンテーションの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日程

令和8年4月17日（金）予定（質疑応答を含め30分程度）

※詳細については、企画提案者に別途連絡する。

※参加者が多数となったときは、プレゼンテーションの実施方法等を変更する場合がある。

(2) 実施方法

- ①業務責任者が企画提案提書等について説明を行うこと。
- ②説明は20分以内、質疑応答は10分程度とする。
- ③本村から招待するWeb会議により行います。
- ④説明は、提出した企画提案書等のみ使用して行うものとする。

## 10 失格事項等

本プロポーザルの参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査会において審査の上、当該参加者の提案を失格とする。

- ①企画提案書等の提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ②企画提案書等の提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ③企画提案書等の提出書類に重大な虚偽の内容が記載されている場合
- ④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合
- ⑤本要領に定められた以外の手法により、本村職員に評価項目等、内部情報提供の援助を求めたとき
- ⑥本要領に違反又は逸脱した場合
- ⑦提案説明（プレゼンテーション）に正当な理由なしに参加しなかった場合

## 11 優先交渉権者を選定するまでのスケジュール(予定)

①参加申込書及び提案書募集開始	令和8年 3月25日(水)
②質問の受付期限	令和8年 4月 1日(水) 午後5時まで
③質問の回答期限	令和8年 4月 3日(金) 午後5時まで
④参加申込書及び提案書受付期限	令和8年 4月 9日(木) 午後5時まで
⑤参加申込者の確認結果の通知	令和8年 4月10日(金)
⑥審査(プレゼンテーション)	令和8年 4月17日(金) 予定
⑦審査結果の通知・公表	令和8年 4月下旬予定
⑧業務委託契約の締結・業務開始	令和8年 4月下旬予定

※日程については、応募状況、審査経過等により変更となることがある。

## 12 契約に関する特記事項

### (1) 企画提案書等の取扱い

企画提案書等に記載された事項は、仕様書と併せて契約時の仕様として取り扱う。また、仕様書に規定された要件に係る追加提案等については、受注後に追加費用を伴わず実施する意思があるものと解する。

ただし、事業の目的達成のために修正すべき事項があると本村が判断した場合は、事業者との協議を経て、項目の追加、変更若しくは削除又は見積金額等の変更を行うことがある。

### (2) 契約締結交渉

受注候補者に選定された事業者と本村は、契約締結交渉を行う。なお、この交渉

に参加した事業者が辞退した場合は、次点候補者と交渉を行う。

また、本村は、交渉が成立した事業者を受注者とする。

### (3) その他

契約についての詳細な手続は、法令及び本村の規則等の定めるところにより、別途指示する。

## 13 その他

- ①事業者は、1つの提案のみを行うこと。
- ②提出された書類は、返却しない。
- ③審査経過や結果へのいかなる問い合わせ、異議申立てを行うことはできない。
- ④本業務の提案に要する一切の経費は、事業者の負担とする。
- ⑤本村から、必要に応じて当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、事業者は速やかに応じること。
- ⑥スケジュールに変更がある場合には、その都度、提案事業者へ通知する。
- ⑦次のいずれかに該当する提案は、無効とする。
  - ア 本実施要領に示した参加資格要件に適合しない事業者が行った提案
  - イ 提出書類等に虚偽の記載がある提案
  - ウ その他実施要領で示した内容に適合しない提案
- ⑧提出された企画提案書等について、山添村情報公開条例（平成14年条例第24号）に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となるが、その者の権利、競争上の地位、その他利益を害すると認められる情報は、非公開とする。

## 14 問い合わせ先

〒630-2344 奈良県山辺郡山添村大字大西151番地  
山添村役場総合政策課（担当：井上）  
TEL：0743-85-0040  
E-mail：sousei@vill.yamazoe.nara.jp